

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 鳥取県企業局組織規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇企業訓令 鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程 鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二十三号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「発電所」を「管理所」に改める。

#### 附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

## 企業管理規程

鳥取県企業局組織規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

（鳥取県企業局組織規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第

一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の電気課の項中「土木係」の下に「管理係」を加える。別表を次のように改める。

別表(第八条関係)

名 称	位 置
鳥取県企業局発電集中制御所	鳥取市
鳥取県企業局東部管理所	八頭郡若桜町
鳥取県企業局中部管理所	東伯郡三朝町
鳥取県企業局西部管理所	西伯郡岸本町
鳥取県新幡郷発電所調査事務所	日野郡溝口町
鳥取県企業局西部事務所	米子市

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第二条 企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「発電所に」を「管理所」に、「発電所の」を「発電所に関する」に改める。

第十三条の四第一項中「発電所」を「管理所」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十九年四月一日から施行する。

### 企 業 訓 令

#### 鳥取県企業訓令第一号

鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程を次のように定める。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程

(目的)

第一条 この訓令は、鳥取県企業局組織規程(昭和三十九年五月鳥取県企業管理規程第一号)第八条第三項の規程に基づき、鳥取県新幡郷発電所調査事務所(以下「所」という。)の組織その他必要な事項について定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第二条 所に、内部組織として工務第一係及び工務第二係を置く。

2 内部組織の分掌事務は、企業局長(以下「局長」という。)の承認を得て所長が定める。

(職制)

第三条 所及び係に、それぞれその長を置く。

2 所長の職務を補佐し、所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、所に次長を置くことができる。

(職員及び業務分担)

第四条 前条に規定するもののほか、所に必要な職員を置く。

2 職員の業務分担は、所長が定める。

3 所長は、職員の業務分担を定めたときは、局長に報告しなければならない。

(代決)

第五条 所長が出張その他の事由により不在のときは、次長がその業務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに出張その他の事由により不在のときは、あらかじめ所長が指名した職員がその業務を代決することができる。

3 前二項の規定により代決した事項は、代決者の責任において遅滞なく所長の後閲を受けなければならない。

(所長専決事項)

第六条 次に掲げる事項は、所長の専決事項とする。

一 職員に対する県内出張その他の勤務命令に関すること。

二 職員(所長を除く。)の職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

三 災害等に際して、上司の指揮を受けるいとまがないときの臨機の処置を講ずること。

四 その他予算措置を伴わない軽易な事項

(県外出張)

第七条 職員の県外出張については、その用務、出張先及び日程を明らかにして、所長にあつては局長の、所長以外の職員にあつては企業局総務課長の承認を受けなければならない。

(その他)

第八条 この訓令に定めるもののほか、所の処務に関し必要な事項は、局長の承認を得て、所長が定める。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県企業訓令第二号

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令

(鳥取県企業局公印規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

「 (七)〃二一 発電所長

〃(八)〃二一 企業局西部事務所長

別表中、企業出納員印〃(九)〃一八 企業出納員

専用知事印 〃(十)〃二一 所長

契 印 〃(出)〃横三四 総務課長

契

専用知

企業出



企業訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改め、第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

(職制)

第二条 所に、所長を置く。

2 所長の職務を補佐し、所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、所に次長を置くことができる。

(鳥取県企業局職員勤務評定規程の一部改正)

第七条 鳥取県企業局職員勤務評定規程(昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表の表中

発電集中制御所  
西部事務所

を

西部事務所  
新幡郷発電所調査事務所

に、

発電所

を

発電集中制御所  
管理所

に改め

る。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。